

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方について

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、(2) を踏まえつつ、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（財政規模に応じて2.5～10%）以上の数値を基本に検討する。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を踏襲する。

2 連結実質赤字比率

早期健全化基準、財政再生基準とも、地方公共団体の主要な会計範囲を対象としている実質赤字比率の基準をベースにしつつ、公営企業会計における経営健全化等を踏まえた数値を検討する。

3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限（※）される基準とされている25%を基本に検討する。
- (2) 財政再生基準は、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等について許可が制限（※）される基準とされている35%を基本に検討する。

※なお、財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、地方債同意等基準における(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃する方向で検討する。

4 将来負担比率

将来負担比率の算定要素の多くが実質公債費比率と共通することを踏まえ、実質公債費比率の早期健全化基準を参考としつつ、検討する。

5 資金不足比率

数年間で、営業収益／年の5%程度の合理化努力により経営健全化基準を下回り、さらにその数年後には資金不足額を解消することを想定する（5%程度×数年）。

現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（10%）の一定倍率の範囲で検討する。

原則として、公営企業各事業を通じて、一定の率とする。